（死亡等の届出）

**第二十一条**　法第十九条の規定による届出をしようとする者は、届出書にその届出に係る不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が同条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録の消除）

**第二十三条**　国土交通大臣は、法第二十条又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除したときは、その登録の消除に係る不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補であつた者、相続人、成年後見人又は保佐人に通知しなければならない。

２　国土交通大臣は、法第二十条又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により登録を消除したときは、その消除に係る不動産鑑定士名簿又は不動産鑑定士補名簿をその日から三年間保存しなければならない。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第三条**　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （死亡等の届出）<br>**第二十一条**　法第十九条の規定による届出をしようとする者は、届出書にその届出に係る不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が同条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。<br>（登録の消除）<br>**第二十三条**　国土交通大臣は、法第二十条又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除したときは、その登録の消除に係る不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補であつた者、相続人、成年後見人又は保佐人に通知しなければならない。<br>２　国土交通大臣は、法第二十条又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により登録を消除したときは、その消除に係る不動産鑑定士名簿又は不動産鑑定士補名簿をその日から三年間保存しなければならない。 | （死亡等の届出）<br>**第二十一条**　法第十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、届出書にその届出に係る不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。<br>（登録の消除）<br>**第二十三条**　国土交通大臣は、法第二十条第一項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除したときは、その登録の消除に係る不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補であつた者、相続人、成年後見人又は保佐人に通知しなければならない。<br>２　国土交通大臣は、法第二十条第一項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により登録を消除したときは、その消除に係る不動産鑑定士名簿又は不動産鑑定士補名簿をその日から三年間保存しなければならない。 |
| **附　則**<br>（不動産鑑定士補に関する経過措置）<br>**第二条**　この省令による改正後の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第四十三条（第一項第十号を除く。）の規定は、この省令の施行の際現に不動産鑑定士補である者又は不動産鑑定士補となる資格を有する者について準用する。この場合において、同条第一項中「法及びこの省令に規定する」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号。以下「改正法」という。）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律（以下「旧法」という。）の規定及び不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年国土交通省令第三号。以下「改正省令」という。）附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた改正省令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）の規定中不動産鑑定士補に関する部分に係る」と、「不動産鑑定士又は法第十五条の登録を受けようとする者の住所地（第十号にあっては、法第四十八条の規定による届出をした社団又は財団の主たる事務所の所在地）」とあるのは「不動産鑑定士補又は改正法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十五条第一項の登録を受けようとする者の住所地」と、同項第一号から第九号までの規定中「法」とあるのは「改正法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法」と、同項第十一号中「第二十一条第三項」とあるのは「改正省令附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた旧省令第十七条第三項」と、同項第十二号中「第二十三条第一項」とあるのは「改正省令附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた旧省令第十九条第一項」と、同項第十三号中「第二十四条第二 | **附　則**<br>（不動産鑑定士補に関する経過措置）<br>**第二条**　この省令による改正後の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第四十三条の規定（第一項第十号を除く。）は、この省令の施行の際現に不動産鑑定士補である者又は不動産鑑定士補となる資格を有する者について準用する。この場合において、同条第一項中「法及びこの省令に規定する」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号。以下「改正法」という。）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の規定及び不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年国土交通省令第三号。以下「改正省令」という。）附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の規定中不動産鑑定士補に関する部分に係る」と、「不動産鑑定士又は法第十五条の登録を受けようとする者の住所地（第十号にあっては、法第四十八条の規定による届出をした社団又は財団の主たる事務所の所在地）」とあるのは「不動産鑑定士補又は改正法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律第十五条第一項の登録を受けようとする者の住所地」と、同項第一号から第九号までの規定中「法」とあるのは「改正法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」と、同項第十一号中「第二十三条」とあるのは「改正省令附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第十九条」と、同項第十二号中「第二十四条」とあるのは「改正省令附則第四 |